



福県医発第2187号(総)
平成19年 3月 9日



各 医 師 会 長 殿

福 岡 県 医 師 会
会 長 横 倉 義 武



個人情報保護に関するパンフレットの送付について

今般、標記パンフレットが福岡県総務部県民情報広報課より送付されましたので、下記部数をお送りいたします。

記

45 冊

小郡三井医師会より

担当理事 廣瀬真恵



個人情報の正しい理解を深めましょう

個人情報の**保護**と**利用**の バランスが大切です

事業者が日常的に業務を行う上でも、現在個人情報はひんぱんに利用されていますが、その一方で、最近では個人情報が流出し悪用されるような事件も報道されています。

また、法律の誤解等を背景として、必要な個人情報を提供しないといった「過剰反応」といわれる状況も一部に見られます。

このパンフレットでは、個人情報の保護とその適切な利用について、特に重要と思われる点を紹介します。個人情報を保護するとともに、適切に利用しましょう。



「個人情報」とは・・・

生存する個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるものをいいます。

□ 会社で



警察・検察や弁護士会から、顧客・社員等に関する情報について照会があった場合、提供できますか？



それぞれの法令に基づく照会であれば、「法令に基づく場合」に該当し（個人情報保護法〔以下、「法」といいます。〕第23条第1項第1号）、本人の同意を得なくても提供できます。

<解説>

- 警察や検察等の捜査機関からの照会（刑事訴訟法第197条第2項）
 - 検察官及び裁判官等からの裁判の執行に関する照会（同法第507条）
 - 弁護士会からの照会（弁護士法第23条の2）
- などに対する回答の場合、個人情報の提供に当たって本人の同意を得る必要はありません。



家電販売店ですが、製品に重大な欠陥があるような緊急時に、メーカーから顧客情報の提供依頼があった場合、提供できますか？



「人の生命、身体又は財産の保護に必要な場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき」に該当し（法第23条第1項第2号）、本人の同意を得なくても提供できます。

<解説>

- 製品の不具合が重大な事故を引き起こす危険性があり、
 - 購入者に緊急に連絡を取る必要があり、
購入者が膨大で、全員から同意を得るための時間的余裕がない
- このような場合は、購入者の情報を提供するときに購入者本人の同意を得る必要はありません。

□ 学校や地域社会で



名簿や連絡網を作成し、配付できますか？



次のいずれかの手続きを行えば、名簿や連絡網の作成・配付ができます。

- (1) あらかじめ本人の同意を得る
- (2) 同意に代わる措置を取る

<解説>

(1) あらかじめ本人の同意を得る

学校が緊急連絡網等を作成・配付することについて、あらかじめ生徒又は保護者から同意を得るときは、入学時の案内や新学期の開始時に、学校が取得した個人情報を緊急連絡網として関係者へ提供することを明示し、同意の上で所定の用紙に個人情報を記入・提出してもらう。

※同意が取れた人のみ名簿や連絡網に掲載することも可能。

(2) 同意に代わる措置を取る

同窓会名簿の作成など本人確認が困難な場合は、次の①～④を、あらかじめ本人に通知するか、事務所の窓口への掲示、ホームページへの掲載などによって、本人が容易に知ることができる状態に置く。

- ① 利用目的（例：緊急連絡網を作成・配付）
- ② 掲載内容（例：氏名・住所）
- ③ 提供方法（例：関係者へ配付）
- ④ 本人の求めにより名簿から削除すること

※この際、本人からの求めがあった場合には、名簿から削除しなければなりません。

[配付に際して]

- 印刷は必要部数に限る。
 - 配付先において適切な保護・管理が行われるよう、留意事項を明記する。
- といった必要な措置を講ずるなどの配慮が必要。

※公立学校については、各地方公共団体の定める個人情報保護条例等にしがたってください。



□ 病院で



大規模災害や事故等の緊急時に、患者の家族等から、患者に関する情報提供依頼があった場合、患者の存否情報を回答してもよいですか？



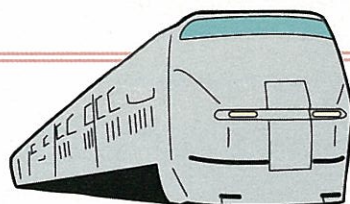
「人の生命、身体又は財産の保護に必要な場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき」に該当し（法第23条第1項第2号）、本人の同意を得なくても、提供できます。

<解説>

災害の規模等を考慮して、本人の安否を家族等の関係者に迅速に伝えることにより、本人や家族等の安心や生命、身体又は財産の保護等につながるような情報提供を行うべきと考えます。

なお、「本人の同意を得ることが困難な場合」については、本人が意識不明である場合等のほか、医療機関に非常に多数の傷病者が一時に搬送され、問い合わせに迅速に対応するためには、本人の同意を得るための作業を行うことが著しく不合理と考えられる場合も含まれるものと考えます。

□ 駅で



駅のエスカレーターで転倒した人の巻き添えになり、けがをしました。現場ではすぐ病院に搬送されたので、けがの原因となった相手と話をしていません。治療費の支払いなどについて相手と話をしたいのですが、鉄道会社が個人情報保護のためと言い、連絡先を教えてくださいません。どうすればよいでしょうか？



相手方の個人情報については、本人の同意がなくても提供できる場合があります。任意の情報提供を要請することができます。それでも鉄道会社が教えない場合には、鉄道会社に対し、相手方に対して、相談者に連絡先を教えてよいか尋ねてもらうか、相談者に直接連絡するよう言ってもらえるようなことが考えられます。

□ 採用試験で



採用試験に落ちた会社に履歴書の返却をお願いしたら、採用試験での履歴書は返却しないと言われました。これは個人情報保護法違反ではないのですか？



提出した履歴書が利用目的の範囲内で適正に利用、管理されているのであれば、違反とはなりませんが、会社に履歴書の利用目的や保管期限等について確認することは可能です。

<解説>

利用目的の範囲内で履歴書が利用されていれば、法に基づく返還請求はできません。

会社としては、こうした受験者とのトラブルを防止するためにも、提出を求める際に履歴書を返却しないことを明示して理解してもらっておくことがよいでしょう。

□ ご自宅で



ダイレクトメールや営業電話は違法ではないのですか？



個人情報保護法のルールを守り、適正に行われている営業活動であれば、違法とはいえません。

<解説>

電話帳や市販の住宅地図など一般に公にされているものから個人情報を収集し、営業電話やダイレクトメールも適法に行うことができます。

名簿業者など個人情報を第三者に提供している事業者で、法律の義務規定が適用される事業者は、本人から申出があつて、その求めに理由がある場合は、必要な限度で情報を停止・消去しなければならないことになっています。

また、電話勧誘については、特定商取引に関する法律において、契約を締結しない旨の意思表示をした者に対する再勧誘の禁止を定めています。

架空請求など消費者トラブルに関し、ご不審な点がある場合には、消費生活センターにご相談ください。

□ 情報セキュリティ対策



個人情報を守るための情報セキュリティ対策には、具体的にはどのようなものがあるのですか？



「情報セキュリティ対策には、大きく次の3つのものがあります。

○人的な対策

情報の管理体制の整備や管理責任の明確化、情報持ち出しの制限（禁止）、セキュリティ対策の教育・研修など

○物理的な対策

情報を記録した媒体の保管、パソコン設置場所への不正な立入防止など

○技術的な対策

セキュリティホールの解消、コンピュータウイルス対策、パスワードの設定と管理、暗号化など

情報セキュリティを守るには、以上の対策を適切に講じる必要があります。

< 解説 >

情報セキュリティとは、「情報資産」を「リスク」から守るものです。

「情報資産」とは、情報システム、データなどで、「リスク」とは、これら資産を脅かすもので、不正行為、災害、事故・故障、人的なミスなどがあります。

情報セキュリティ対策は、情報資産にどのようなリスクがあるのかを認識し、そのリスクを減少させるために実施する方策のことです。

ここでは、特に重要となる技術的な対策のうち、代表的なものを解説します。

○セキュリティホールの解消

パソコンで使うソフトウェアには、セキュリティホールと呼ばれる欠陥が存在することがあります。コンピュータウイルスの多くはこのセキュリティホールを悪用しています。

ソフトウェアの提供元はこのセキュリティホールを解消するためのプログラム（これをセキュリティパッチと呼びます）を提供していますので、適宜これを利用する必要があります。

○コンピュータウイルス対策

コンピュータウイルスは、ホームページの閲覧やインターネットメールの添付ファイルなどから感染します。感染すると、パソコン内のデータやプログラムを消去したり、データを勝手にインターネットに送り出したり、情報の漏えいなど甚大な被害をもたらすことがあります。最近では、ファイル交換ソフト（インターネットを利用してパソコン内のファイルを交換するソフトウェア。代表的なものとしてWinnyがあります）を悪用するウイルスによって多くの情報漏えい事件が発生しています。

ウイルスに感染しないためには、先のセキュリティホールの解消に加え、ウイルス対策ソフトを導入する必要があります。また、新種のウイルスに対応するため、ウイルス対策ソフトのウイルス情報を適宜更新する必要があります。

○パスワードの設定と管理

情報システムで個人情報等进行处理する場合、権限のない者が操作できないように利用を制限・管理する仕組みが必要になります。この仕組みの代表的なものとして、パスワード（利用者だけが知っている暗証用の番号や文字列）があります。

パスワードを知られると、それを使って正規の利用者になりすまして、情報システムから個人情報等を取り出すことが可能になりますので、パスワードは適切に管理する必要があります。また、最近はなりすましが難しいICカード（ICチップを埋め込んだカード。ICチップ内に多くのデータを保存できることからクレジットカードやプリペイドカードなど様々な用途で利用されています）や指紋認証などを併用する方式もあります。

○暗号化

個人情報等の重要な情報を暗号化し、必要な時のみ暗号を解いて利用するものです。ファイル、ハードディスク全体、インターネットでの通信内容などを暗号化する製品がありますので、必要に応じて利用することで、情報漏えいの危険性を減らすことができます。

（参考）

情報セキュリティ対策に関しては、独立行政法人「情報処理推進機構」（IPA）セキュリティセンターのホームページでも詳しく解説されていますので、参考にしてください。

ホームページのアドレス <http://www.ipa.go.jp/security/>

福岡県が保有する個人情報の取扱い

福岡県は、収集、管理、利用・提供における個人情報の適正な取扱いの確保に努めています。



- 利用目的の明確化
- 必要最小限の収集

- 個人情報の安全性を確保

- 原則として収集にあたって明確にした利用目的の範囲内で利用

県が保有する個人情報については、本人からの開示請求・訂正請求・利用停止請求の各手続が設けられています。詳細は次のホームページをご覧ください。（「福岡県申請・届出手続の総合窓口」→「手続のご案内」→「行政」→「県政情報」→「個人情報保護」）

ホームページURL <http://www.shinsei.pref.fukuoka.lg.jp>

※ 県がどのような個人情報を取り扱っているのか明らかにするため、「個人情報取扱事務登録簿」を作成し、閲覧できるようにしています。

ホームページURL <http://www.pref.fukuoka.lg.jp/wbase.nsf/doc/tourokubo.eturan>

個人情報保護制度の相談窓口

福岡県総務部県民情報広報課

〒812-8577

福岡市博多区東公園7番7号

TEL 092-643-3104 (ダイヤル)

FAX 092-643-3107

E-mail kenjo@pref.fukuoka.lg.jp

なお、消費生活関連の相談窓口については…

福岡県消費生活センター

〒812-0046

福岡市博多区吉塚本町13番50号

TEL 092-632-0999

FAX 092-632-0322

E-mail shouhiseikatsuc@pref.fukuoka.lg.jp



※ その他、個人情報に関するお問い合わせ・相談は、国の個人情報保護窓口、各市町村の個人情報保護担当課、国民生活センター、認定個人情報保護団体等でも受け付けています。

内閣府の次のホームページに国の窓口一覧、個人情報の保護に関するガイドライン等が掲載されています。
<http://www5.cao.go.jp/seikatsu/kojin/index.html>